

一般社団法人栃木県バス協会に協力要請を行いました



(要請書を手渡す白兼労働局長(写真右)と一般社団法人栃木県栃木県バス協会の手塚基文会長(写真左))

今年1月15日に長野県軽井沢町で発生したツアーバスの事故を受けて、事故の原因は不明ですが、4月25日に厚生労働省において公益社団法人日本バス協会に改善基準告示等をはじめとする労働基準関係法令の遵守等の協力要請を行ったところです。

厚生労働省での要請はこちら <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122120.html>

これを受けて全国の都道府県労働局でも同様の協力要請

を行うこととなり、4月27日に栃木労働局においても白兼労働局長が一般社団法人栃木県バス協会の手塚会長にバス協会会員各社に、改善基準告示等をはじめとする労働基準関係法令の遵守、乗務員の健康診断結果の確認及び事後措置の徹底、交通労働災害防止等の協力要請を行いました。

また、これと併せて管内の労働基準監督署からツアーバスを運行する事業者で県内のバス協会未加入のバス事業者に対しても書面により郵送で協力要請を行いました。

手塚会長からは利用者やバスの運転者の安全確保のためにも、協力要請の内容を協会会員に周知徹底したいとのコメントがありました。

栃木労働局は、今後もバス事業者に対し、改善基準告示等をはじめとする労働基準関係法令の遵守の啓発及び指導に努めてまいります。